

## 公立大学法人会津大学教育研究審議会規程

(平成18年4月1日規程第7号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学定款第18条第1項に規定する会津大学に置く教育研究審議会(以下「教育研究審議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 教育研究審議会は、委員15人以内で組織し、教育研究審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者により構成する。

(1)学長

(2)学長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長

(3)学長が指名する副理事長、理事又は職員

(4)教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する副理事長、理事又は職員

(5)公立大学法人会津大学の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育研究審議会の承認を得て理事長が任命する者

2 前項第4号及び第5号に掲げる者の数は、それぞれ3人及び2人とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員及び第2項第2号に該当する委員については、当該職の任期とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

### (審議事項)

第3条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

(1)中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2)中期計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(3)学則(教育研究に関する部分に限る。)、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4)教員の人事及び評価の方針又は基準に関する事項

(5)教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6)学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7)学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8)教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9)前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

2 教育研究審議会は審議において必要と認める場合は、教授会の意見をきくことができる。

**(議長)**

第4条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

**(招集)**

第5条 教育研究審議会は、学長が必要と認める場合に招集する。

**(成立)**

第6条 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

**(議決)**

第7条 教育研究審議会の議事は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(委員以外の者の出席)**

第8条 学長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

**(非公開)**

第9条 教育研究審議会は公開しない。

**(議事録)**

第10条 教育研究審議会における議事概要について、議事録を作成し保存する。

**(庶務)**

第11条 教育研究審議会の庶務は、事務局総務予算課において処理する。

**(補則)**

第12条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

**附則**

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、会津大学の設置後最初に設置される教育研究審議会の委員は、同項第1号から第3号までに掲げる委員で構成するものとする。

**附則**

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附則**

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附則**

1 この規程は、2024年4月1日から施行する。